

## 届け出をお忘れではありませんか?

国民年金は、20歳から60歳までの日本に住むすべての方が加入する制度です。厚生年金に加入している方が会社を退職したときは手続きが必要になります。忘れずに届け出をしましょう。

### 国民年金の加入者は3種類

- **第1号被保険者**……自営業の方や学生で厚生年金に加入していない方  
 (国民年金保険料は自分で納めます)
- **第2号被保険者**……会社員、公務員などの方(厚生年金の保険料を納めます)
- **第3号被保険者**……第2号被保険者に扶養される配偶者の方  
 (自分で国民年金保険料を納める必要はありません)

### 加入の届け出

こんなとき	届け出先	手続きに必要なもの
20歳になったとき (厚生年金加入者と厚生年金加入者に扶養されている配偶者以外の方)	市役所高齢者・保険課窓口へ	印かん
60歳前に会社などを退職したとき	市役所高齢者・保険課窓口へ	退職証明書・離職票など退職日が確認できる書類/年金手帳/印かん
会社などに就職して、厚生年金に加入したとき	勤務先から年金事務所へ	年金手帳など (詳しくは勤務先にご確認ください)
厚生年金に加入している配偶者の扶養になったとき(結婚・退職など)	配偶者の勤務先から年金事務所へ	年金手帳など(詳しくは配偶者の勤務先にご確認ください)
厚生年金に加入している配偶者の扶養からはずれたとき(収入増・離婚など)	市役所高齢者・保険課窓口へ	扶養喪失証明書など喪失日が確認できる書類/年金手帳/印かん
住所・氏名が変わったとき	第1号被保険者(市外からの転入及び転入と同時に氏名変更の場合) ⇒市役所高齢者・保険課窓口へ	年金手帳/印かん
	第2号被保険者⇒勤務先へ	年金手帳など (詳しくは勤務先にご確認ください)
	第3号被保険者 ⇒配偶者の勤務先へ	年金手帳など(詳しくは配偶者の勤務先にご確認ください)

### 年金を受給している方の届け出

こんなとき	提出書類	手続きに必要なもの
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届	年金証書/印かんなど
年金の受け取り先を変えるとき	年金受給権者支払機関変更届	預金通帳/年金証書/印かん
年金証書をなくしたとき	年金証書再交付申請書	印かん/本人確認書類(免許証等)
年金を受けている方が亡くなったとき	未支給年金請求書・死亡届/ 遺族年金請求申請書	年金事務所で確認後、ご案内します

※国民年金のみを受給している方は市役所高齢者・保険課窓口へ、厚生年金を受給している方は岡谷年金事務所へ、共済年金を受給している方は各共済組合へお問い合わせください。